

令和元年 11 月 15 日

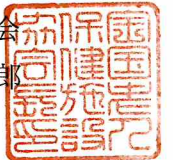
厚生労働省

老健局長 大島 一博 様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 平 石 朗



公益社団法人 全国老人保健施設協会
会 長 東 憲 太 郎



「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の様式の統一化等に向けた要望

平素より、より良い高齢者福祉・介護現場の実現に向け、ご尽力賜り御礼申しあげます。

全産業平均と比しても低い介護従事者の賃金水準を解消し介護従事者の確保する観点から、平成 21 年 10 月より「介護職員処遇改善交付金」が交付され、平成 23 年度より当該交付金が「介護職員処遇改善加算（以下、「現行加算」という。）」として報酬上に位置付けられ、さらに令和元年 10 月より新たな経済政策パッケージとして「介護職員等特定処遇改善加算（以下、「特定加算」という。）」が給付されるに至りました。事業者としても貴重な財源によるこれらの施策を活用し、介護職員等への賃金水準や就労環境等の改善に向けた取り組みを進めて参りました。

他方、これらの給付にかかる支給要件が精緻となってきたことなどから、届出や実績報告等の実務が複雑化し、各事業者の申請上の負担の増加や混乱が生じている実態があります。このような状況に鑑み、今後、現行加算と特定加算の様式の統一化等により、現場の負荷軽減が図られるよう、別紙のとおり様式の簡素化および指定権者別の個別様式（ローカルルール）等の廃止を要望します。

なお、別紙のとおり、詳細な要望事項および公益社団法人 全国老人福祉施設協議会及び公益社団法人 全国老人保健施設協会で実施したアンケート結果を添付致します。

要望事項

- 一．現行加算及び特定加算の様式の統一化については、各通知及び Q&A の取り扱いを今一度整理いただくとともに、記載事項の簡素化を検討いただきたい
- 二．保険者等に対して届け出るにあたり、独自の様式や運用及び解釈によって保険者等も少ないため、適切な運用が図られるよう技術的助言等によって各保険者等において齟齬のない運用を検討いただきたい

別紙

1. 国の通知上の取り扱いや様式について検討いただきたい事項

国で示されている現行加算及び特定加算に係る通知上の取り扱いや様式について、以下の事項についてご検討いただきたい。

- ① 申請書類は指定権者別、都道府県別に分けて記載することとされているが、都道府県に提示すれば関係保険者等が必要な情報を共有できるようにするか、少なくとも全体的に記載項目の簡素化を行っていただきたい。
- ② 現行加算及び特定加算にかかる処遇改善計画書（別紙2）について、記載すべき内容が同一である項目は、どちらか一つのみの記載で足りることとしていただきたい。
- ③ 法人単位で届出をする場合であっても、事業種別ごとの賃金改善所要額の記載が求められているが、法人単位で算定された額を事業種別ごと配分する必要性が生じ、事務負担の増加につながっているため、事業種別ごとの記載を不要としていただきたい。
- ④ 現行加算では、小規模の事業種別によっては加算の掛率が大きく（特養 8.3%、小多機 10.2%など）、今回の特定加算では、現行加算とは逆の加算の掛率（特養 2.7%、小多機 1.5%など）となっており、報酬規模の少ない事業所の職員ほど、改善しづらい状況となっていることから、報酬規模の差が職員の賃金の差とならないような配慮をいただきたい。
- ⑤ 現行加算において介護職員と他の職務を兼務している場合には、兼務割合に応じて賃金改善額を支給することとなっているが、特定加算におけるその他のグループについては、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能とされている（Q&A vol.1）。同じ加算で扱いを統一する観点から、現行加算においても常勤換算方法のほか実人数による算出も可能とするなどの対応を検討いただきたい。
- ⑥ 現行加算及び特定加算に係る加算の届出様式において、「介護給付費算定に係る体制等届出書・状況一覧表」を兼ねるような様式に見直すよう検討されたい。

2. 保険者等の運用に関して検討いただきたい事項

現行加算及び特定加算に係る各保険者における下記の運用に関して、国からの適切な技術的助言が行われるようご配慮いただきたい。

- ① 賃金改善額の算定においては賃金に社会保険料を含めることができるとされているが、特定加算においては「経験・技能のある介護職員」「他の介護職員」「その他の職員」のグループ（以下「グループ」という。）間の平均賃金改善額を2:1:0.5とする必要がある。社会保険料は法人全体で計算されているため、改めてグループごとに社会保険料込みの賃金額を計算することは負担が大きい（結局個人レベルで社会保険料の算出をしなければならない）。
また、現行加算では賃金の計算をした上で社会保険料総額を合計して改善額を算定している。このため、改善前支給額と改善後支給額の記入欄を賃金額と社会保険料に分け、賃金額はグループごとに記載するとしても、社会保険料はグループ合計額で記載する方法としていただきたい（合理的な方法として、社会保険料の算定は報酬等級表によらず賃金総額に一定の保険料を乗じた額の概算で足りるとの疑義解釈をお示しいただく方法もありうる）。
- ② 賃金改善額の算定においては、賃金額に社会保険料を含めることができるのに対して、各職員がどのグループに属するか判断基準である年収440万円の判定にあたっては、社会保険料などの法定福利費を含めずに計算することとなっている（Q&A vol1 問7・

9)。このため、計算の負担が増すばかりか、同一グループに属する職員の賃金改善幅が異なる可能性もあるので、統一していただきたい。

- ③ 提出すべきファイルの種類が WORD である場合と EXCEL である場合があり、事業者の作業に無用な負担を生じているため、どちらかに統一していただきたい。
- ④ 特定加算について法人単位で届出をする場合、現行加算同様、施設ごとの様式2を添付しなかったところ、都道府県からは特に言及はなかったものの保険者からは様式2を求められた事例がある。このため、法人全体の賃金改善所要額のみで足りるようにするなど、取り扱いの統一及び提出内容の統一を検討されたい。
- ⑤ 実績報告において、結果的に個人単位での賃金改善額が求められるため、積算にかかる事務処理が負担となっている。このとき、各職員の氏名について報告を求める事例があり、個人情報漏洩等のリスクが懸念されることから、避けていただきたい。同様に、「経験・技能ある介護職員」において年収440万円以上の者について、当該職員の氏名の記載を求める場合があることから、運用については見直しを検討されたい。
- ⑦ 特養における空床利用短期入所について、追加事業所として提出するよう(特定加算Ⅱ)指導された事例がある。Q&A vol.2 問12において、併設されている短期入所生活介護については、同一事業所とみなし、配分ルール等については一体的に勘案することが可能となっていることを踏まえ、空床利用型短期入所生活介護についても同様の解釈に基づき対応されたい。
- ⑧ 法人内に、「10年以上の知識・技術がある職員」、「年収440万円以上」の条件を満たせない事業所があった場合、事業所ごとにその理由を求められる事例があり、法人単位で複数例を示すこと等で足りるものとされたい。
- ⑨ 法人内の小規模事業所における月額8万円の処遇改善となる者等の取り扱いについては、Q&A vol.1 問15（「法人単位で月額8万円の処遇改善となる者等の設定・確保を行う場合、法人で一人ではなく、一括して申請する事業所の数に応じた設定が必要である。なお、事業所の中に、設定することが困難な事業所が含まれる場合は、実態把握に当たりその合理的理由を説明することにより、設定の人数から除くことが可能である。」）によって適切に取り扱われるべきである。このような中で、「小規模事業所も法人の中の事業所の数として取り扱うこと」との指導があった事例がある。このため、法人単位で合理的な理由を説明する場合については、一例を示すことで良いとすることなど、保険者にとっても確認が容易で、かつ法人においても事務負担等が軽減される方法を検討された上で、上記Q&Aの趣旨の徹底を願いたい。

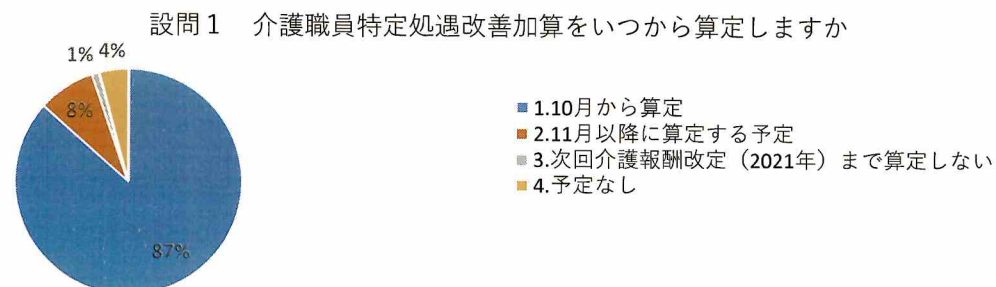
3. 今後の現行加算及び特定加算に関して検討いただきたい事項

- ① 算定対象サービス及び給付対象職員等の見直し
- ② 届出及び自治体等によるチェック及び実績報告のシステム化
- ③ 事業所毎にグループごとの見込額を算出しなければならない運用について、全体での算出で足りるものとする
- ④ 国からの記載例等の提示
- ⑤ 障害福祉サービスも含めた法人一括申請
- ⑥ 国から保険者等への情報共有や研修の他、事業者への情報提供の充実
- ⑦ 誤解が生じない政策主旨の広報

2019年10月特定処遇改善加算 緊急webアンケート【特別養護老人ホーム分】

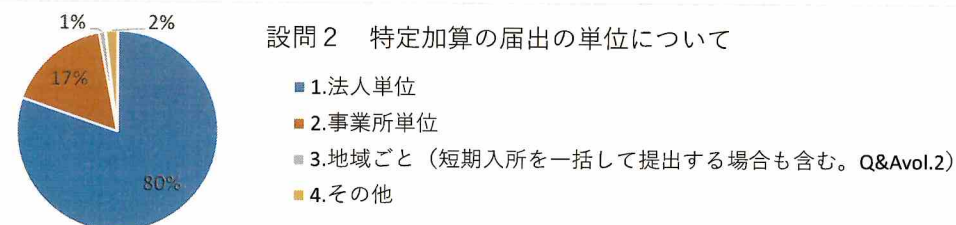
設問1 介護職員特定処遇改善加算をいつから算定しますか

項目	n
1.10月から算定	581
2.11月以降に算定する予定	55
3.次回介護報酬改定(2021年)まで算定しない	7
4.予定なし	28
総計	671



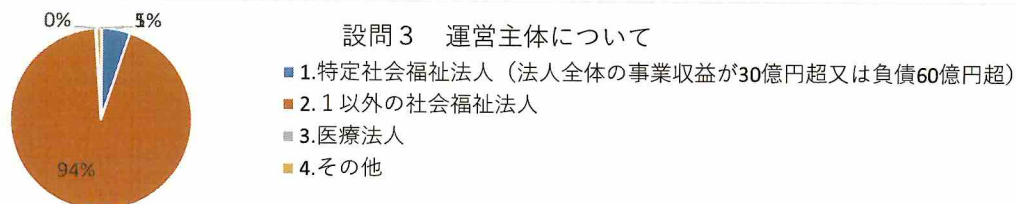
設問2 特定加算の届出の単位について

項目	n
1.法人単位	539
2.事業所単位	112
3.地域ごと(短期入所を一括して提出する場合も含む。Q&A vol.2)	7
4.その他	13
総計	671



設問3 運営主体について

項目	n
1.特定社会福祉法人(法人全体の事業収益が30億円超又は負債60億円超)	34
2.1以外の社会福祉法人	630
3.医療法人	1
4.その他	6
総計	671



設問3-2 法人内における事業所の規模について

特養の事業所数	全体	定員29名以下	30床	31-50床	51-80床	81-100床	101-150床	150床以上
1-2事業所	548	93	32	92	241	149	65	10
3-5事業所	110	50	14	39	70	47	29	4
5-10事業所	7	5	1	2	6	3	4	1
10事業所以上	6	4	0	0	4	1	0	0
総計	671	152	47	133	321	200	98	15

2019年10月特定処遇改善加算 緊急webアンケート【特別養護老人ホーム分】

設問4 算定した区分(予定含む)の区分(届出単位で記載)

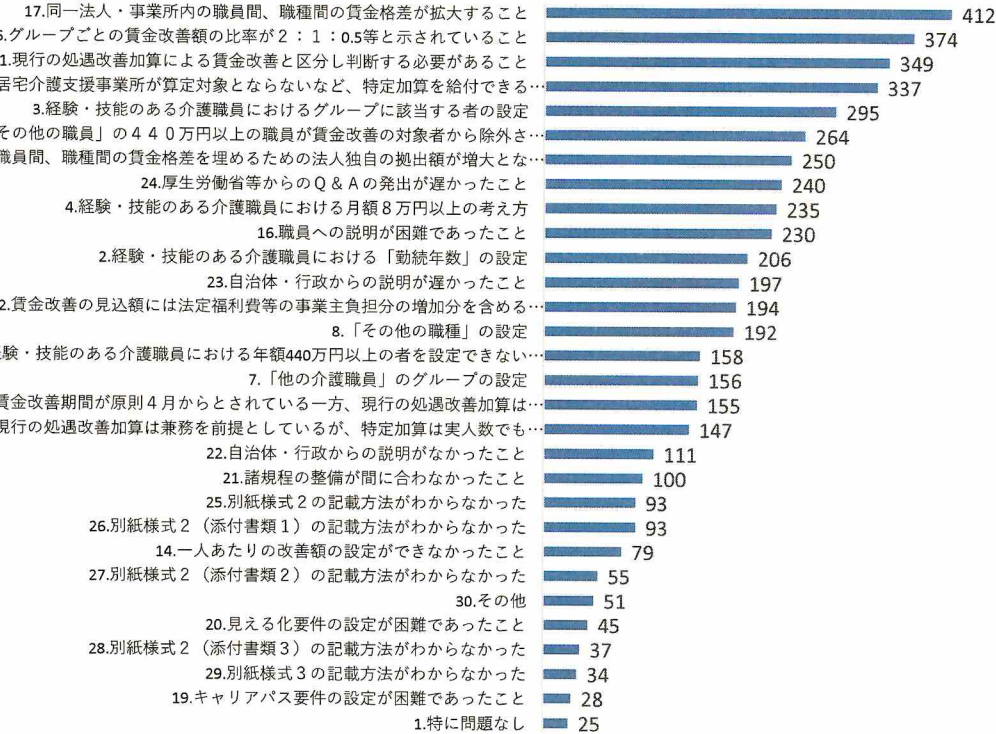
項目	n
1.特定加算Ⅰのみを算定	256
2.特定加算Ⅱのみを算定	49
3.届出単位で双方算定	366
総計	671

設問5. 特定加算の算定を検討するにあたって、障壁や手間、負担と感じた事項はありましたか。

項目	n
17.同一法人・事業所内の職員間、職種間の賃金格差が拡大すること	412
6.グループごとの賃金改善額の比率が2:1:0.5等と示されていること	374
11.現行の処遇改善加算による賃金改善と区分し判断する必要があること	349
10.居宅介護支援事業所が算定対象とならないなど、特定加算を給付できるサービスが制限されていること	337
3.経験・技能のある介護職員におけるグループに該当する者の設定	295
9.「その他の職員」の440万円以上の職員が賃金改善の対象者から除外されること	264
18.職員間、職種間の賃金格差を埋めるための法人独自の拠出額が増大となること	250
24.厚生労働省等からのQ&Aの発出が遅かったこと	240
4.経験・技能のある介護職員における月額8万円以上の考え方	235
16.職員への説明が困難であったこと	230
2.経験・技能のある介護職員における「勤続年数」の設定	206
23.自治体・行政からの説明が遅かったこと	197
12.賃金改善の見込額には法定福利費等の事業主負担分の増加分を含めるが、年額440万円以上の判断には事業主負担分を除かなければ	194
8.「その他の職種」の設定	192
5.経験・技能のある介護職員における年額440万円以上の者を設定できない場合の合理的な理由の付与	158
7.「他の介護職員」のグループの設定	156
15.賃金改善期間が原則4月からとされている一方、現行の処遇改善加算は6月から翌5月となっていること	155
13.現行の処遇改善加算は兼務を前提としているが、特定加算は実人数でも良いとされており、実態との齟齬が生じること	147
22.自治体・行政からの説明がなかったこと	111
21.諸規程の整備が間に合わなかったこと	100
25.別紙様式2の記載方法がわからなかった	93
26.別紙様式2(添付書類1)の記載方法がわからなかった	93
14.一人あたりの改善額の設定ができなかったこと	79
27.別紙様式2(添付書類2)の記載方法がわからなかった	55
30.その他	51
20.見える化要件の設定が困難であったこと	45
28.別紙様式2(添付書類3)の記載方法がわからなかった	37
29.別紙様式3の記載方法がわからなかった	34
19.キャリアパス要件の設定が困難であったこと	28
1.特に問題なし	25



設問5. 特定加算の算定を検討するにあたって、障壁や手間、負担と感じた事項

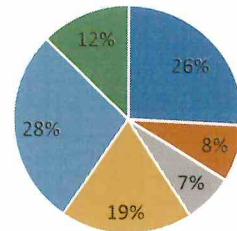


2019年10月特定処遇改善加算 緊急webアンケート【特別養護老人ホーム分】

設問6 特定加算の様式と現行の処遇改善加算の様式の統一について

項目	n
1.国様式において記載すべき項目が多いこと	197
2.指定権者が国様式を独自に修正しており、資料の提出が求められる	61
3.指定権者毎に添付書類が独自に設定されており、指定権者別に異なる書類の作成等が求められること	54
4.特定加算の申請書類を提出した後、指定権者より届出内容へ修正ややりおなし等、指導されたことがあった	143
5.その他	213
「その他」の回答のなかで「特になし」に類する回答	97
総計	765

設問6 特定加算の様式と現行の処遇改善加算の様式の統一について

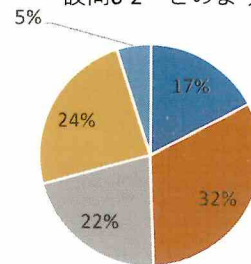


- 1.国様式において記載すべき項目が多いこと
- 2.指定権者が国様式を独自に修正しており、資料の提出が求められること
- 3.指定権者毎に添付書類が独自に設定されており、指定権者別に異なる書類の作成等が求められること
- 4.特定加算の申請書類を提出した後、指定権者より届出内容へ修正ややりおなし等、指導されたことがあった
- 5.その他
- 「その他」の回答のなかで「特になし」に類する回答

設問6-2 どのような情報の統一化や、書類の簡素化がなされることを期待するか

項目	n
1.都道府県で独自に設定されることのない国の基準の運用と様式の判定とすること	241
2.現行の処遇改善加算と、特定加算の二重の改善額となっているものを統一すること	452
3.結果的に個人単位の改善額を積算する必要がある運用を見直すこと	299
4.法人単位で申請している場合、改善額も法人単位で一括で報告したので足りるようにすること	341
5.その他	69
総計	1,402

設問6-2 どのような情報の統一化や、書類の簡素化がなされることを期待するか

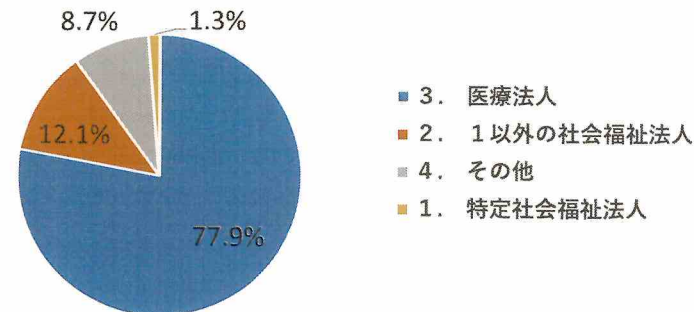


- 1.都道府県で独自に設定されることのない国の基準の運用と様式の判定とすること
- 2.現行の処遇改善加算と、特定加算の二重の改善額となっているものを統一すること
- 3.結果的に個人単位の改善額を積算する必要がある運用を見直すこと
- 4.法人単位で申請している場合、改善額も法人単位で一括で報告したので足りるようにすること
- 5.その他

介護職員等特定処遇改善加算に関する緊急Webアンケート（老健施設：集計結果）

回答老健施設の状況

運営主体	回答数	構成比
1. 特定社会福祉法人	12	1.3%
2. 1以外の社会福祉法人	113	12.1%
3. 医療法人	727	77.9%
4. その他	81	8.7%
合 計	933	100.0%

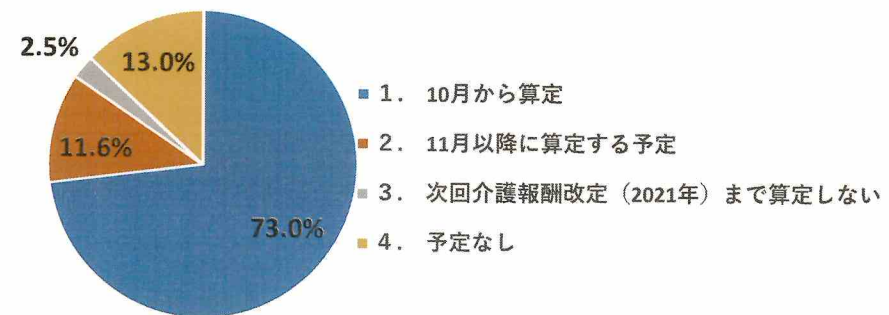


回答老健施設の規模

定員	29名以下	31～50名	51～80名	81～100名	101～150名	151名以上
施設数	21	78	222	530	145	20
構成比	2.1%	7.7%	21.9%	52.2%	14.3%	2.0%

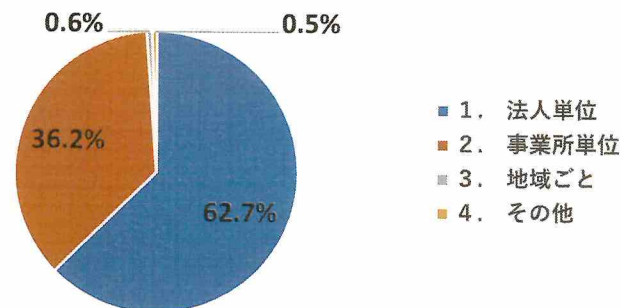
設問1

いつから算定するか	回答数	構成比
1. 10月から算定	681	73.0%
2. 11月以降に算定する予定	108	11.6%
3. 次回介護報酬改定(2021年)まで算定しない	23	2.5%
4. 予定なし	121	13.0%
合 計	933	100.0%



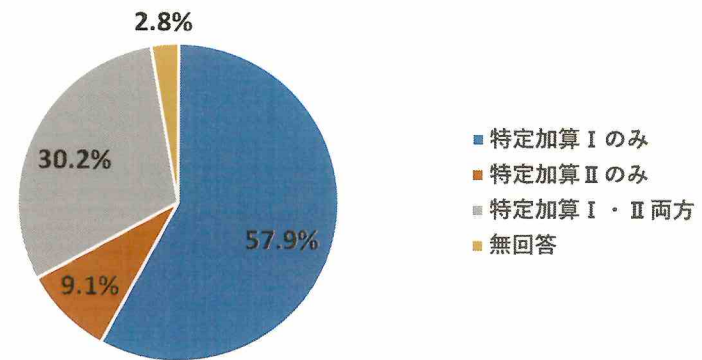
設問2

届出の単位	回答数	構成比
1. 法人単位	509	62.7%
2. 事業所単位	294	36.2%
3. 地域ごと	5	0.6%
4. その他	4	0.5%
合計	812	100.0%

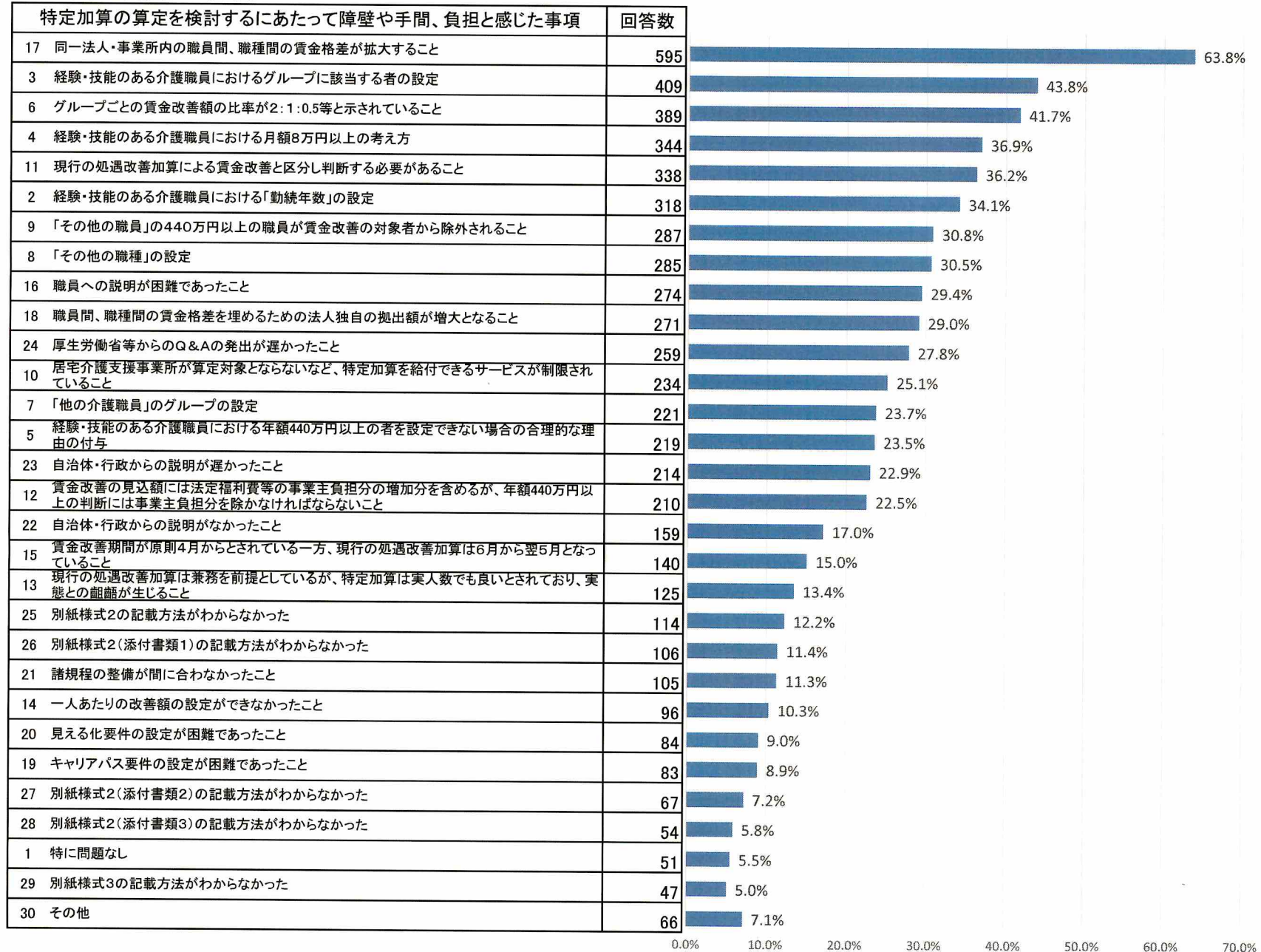


設問4 設問1で「1」又は「2」の合計「789」うち

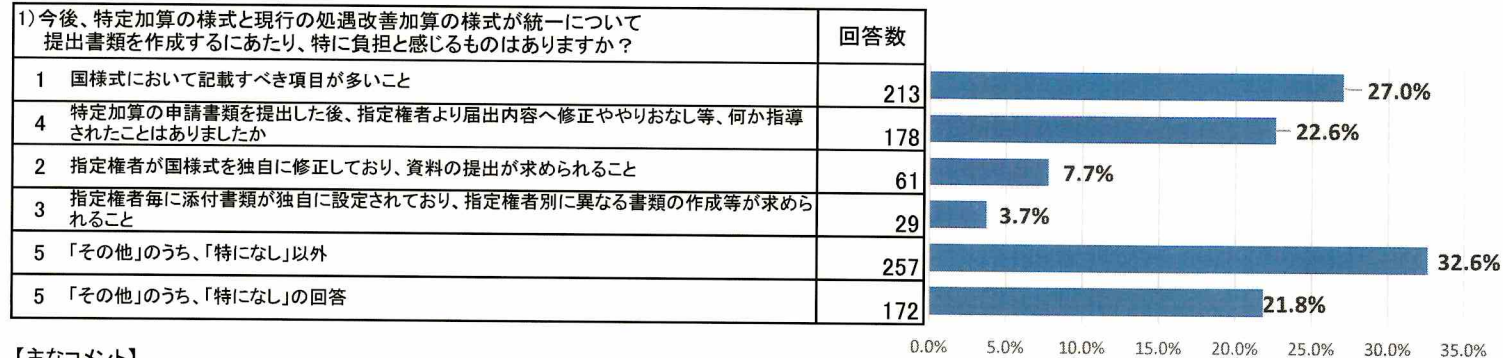
区分	回答数	構成比
特定加算Ⅰのみ	457	57.9%
特定加算Ⅱのみ	72	9.1%
特定加算Ⅰ・Ⅱ両方	238	30.2%
無回答	22	2.8%
合計	789	100.0%



設問5 回答老健施設「933」のうち



設問6. 設問1で「1」又は「2」と回答した施設「789」のうち



【主なコメント】

- 6-1)-1 様式が複雑・煩雑であり量が多いので、簡素化を求める意見が多い。
「初めて加算を取得する月の前年度の賃金総額」や「各個人の賃金詳細を記載すること」などが事務負担である。
法人単位の場合、「介護職員等特定処遇改善計画書作成に資するツール」を使用したのが合計額等が合わない。
- 6-1)-4 法人単位の申請の際に、都道府県と市町村で様式が違い、それぞれに再提出させられた。
グループ分けの明確な基準の記載を求められた。
440万円等の設定人数の修正（法人内事業所数のカウントの仕方の相違）
- 6-1)-2 指定権者ごとに書式が若干異なるので、法人単位で申請する際に事務量が多い。
- 6-1)-3 経歴書の作成、独自書式の事業所ごとの加算取得状況表、区分毎の職員一覧表、勤務実績表、チェックリスト、賃金改善内訳書、労基遵守誓約書及び周知証明書（署名・捺印）など
- 6-1)-5 配分ルールが難しい。Q&Aが遅い。
介護予防や総合事業はまた別に作成しないとならないので、手間ばかりが多い。
書式の簡略化、簡素化をしてほしい。
「特に負担ではない」との意見も多数あった。



【主なコメント】

- 6-2)-5 様式が複雑・煩雑であり量が多いので、簡素化を求める意見が多い。
制度全体が複雑すぎる。
メールやFAX等で確認を求められるが、こちらは書類の提出でしか受け取ってもらえない。
国で書式等を統一して欲しい。（指定権者ごとの独自書式の廃止）
申請のアプリを作成して、電子申請化してほしい。
なぜ毎年度申請する必要があるのかかわからない。
書類の提出がないのが一番、実績の報告だけで良いのでは。
基本報酬に組み入れて人件費に使えるようにしてほしい。

6-2)-5 その他のご意見

3	介護職員のみでなく、他職種の事も考えながら、支給方法・報告方法なども簡素化になる事を期待します。
3	支給額に制約を設けないでほしい。
3	法人単位での申請でも指定権者ごとに報告しなければならず、異動も含み全職員をすべて区分し改善額を算出する必要があり、事務負担が増大です
4	特定加算を受理したのか行政から現在まで連絡がないので、算定可能かわからない。
4	年収等、個人に関わるのではなく法人・施設単位の事業評価に基づき、ある程度一律した加算額がふさわしいと考えています。例えば、老人保健施設であれば在宅復帰や支援に関する評価や有資格者数、離職者数等の事業運営上の評価をしてほしい。介護施設は介護職員だけで担っているわけではありません。
5	法定福利費の取扱については処遇改善加算による負担分と特定処遇改善加算のそれと分けて算定する必要がある。1賃金について発生する1つの法定福利費を分けて算定することの矛盾。特に、社会保険の保険料は標準報酬が示す賃金範囲によって決定するものであること。期間集計がそれぞれ2ヶ月ずれる事態を解消するため、設問2の改善を急いでいただきたい。
8	県が独自に設定しているものはどの部分か知りたい。国の基準の運用をつき合わせ、理解度の問題かと思っていました。
8	申請書の作成の仕方をもっとわかりやすくしていただきたいかった。
9	①全職種において、440万円ルールを外してほしい。②支援センターを併設しているが、これが特定加算の対象外であることで職員間の気まずさが発生。
10	法人に支給を任せるのではなく、県、市町村が支給して欲しい。法人は在職勤務を確認できる書類を発行し、県などは小切手を配る方式。
11	この加算が永久的でなく中止されると改善にはつながらず説明に苦慮する
11	書類の提出が要らないのが一番。計画書はあり、なし。実績は分配した金額。
11	当法人の処遇改善加算は各事業所の平均額を支給している。特定処遇改善加算は、個人の経験技能ごとに各事業所の加算率に応じて支給しています。どのような書類の統合になるか？分かりませんが支給の考え方が違うので、困難ではないでしょうか？
13	各職員の改善前・改善後(加算&法人独自)の賃金を調査するのは、かなりの労力である。
13	申請様式についても当然簡素化を希望しますが、今、最も気になっているのが「実績報告」についてです。440万円という基準があったり、比率のルールがあるので、それを全て一人一人報告するような書式になってしまうと、事務作業量的に対応が困難になりそうです。
13	制度全体が複雑すぎる。
14	なぜ処遇改善加算は毎年度申請が必要なのかかわからない。
14	記載量を少なくして欲しい
14	資料作成等においての時間削減ができるようにしていただきたいです。今回は時期がずれていたため混乱はありませんでしたが、今後は算定期間等と一緒にするため書類の簡略化かつ分かりやすさを求めます。
15	同じ事業所で賃金上昇が介護職に偏っていること。
15	特定処遇改善加算を新設せず、現行の処遇改善加算の加算率を引き上げ、配分方法は法人に一任してほしい(ただし、「制度趣旨に沿った配分とすること」などの努力義務はあってよい)。
15	様式をExcelで統一作成してほしい。Wordは金額訂正するたびに修正が大変すぎる。
16	出来る限り電子申請できるようにしてほしい。
19	現行と特定を同一の申請書として、項目で現行と特定を区分してほしい。
21	・その他職員の人数を「年収440万円以上の者」を除外して計算をしていた(東京都方式)。実際に県に提出する際に自己チェック項目に「年収440万円以上の者」を含めていとなっており、提出直前に再計算をし作成し直しとなった。・法人全体で提出する場合は、事業数分のリーダー数を作成すれば良いとなっていたが、事業所毎に作成することとする自治体があった。
21	仕事が忙しいせいか、申請書の締め切り日から2ヶ月程まえには申請書完成出来る様な余裕が欲しい。
21	処遇改善や特定加算等の別枠にせず基本報酬に組み入れ、複雑すぎない程度のルールを設け、職員の待遇改善は事業主の裁量に委ねるべきと考える。
21	誰が申請しても、わかりやすい申請書にいただきたい。記入例を添付してほしい。
22	平均賃金額ではなく、支給の総額で、Aグループ:Bグループが2:1となるようにした方が、支給しやすい。
23	現行の処遇改善加算と今回の加算は、改善方法が異なるので統一は反対である。
25	社会保険料等(事業主負担増加分)の管理がとても難しい。例えば、そういったものを廃止して、事業の人数毎に決まった額を上乗せできるような方式に変えられないか？
26	介護職員の平均年収を400万円以上にする等、支給ルールの簡素化を求める。理由)処遇改善前より介護職員の待遇を努力していた法人とそうでない法人が処遇改善前よりいくら改善したかでは無く、最終的に介護職員の年収をいくらにするかが問題では無いのか？ 現行では年収250万円を350万円にするのと、350万円を450万円にするのが同じ評価になっていて非常に矛盾を感じる。
27	その際、算定を自動でできるような計算式を示してほしい。とくに法人全体で申請する場合は、多くの保険者にまたがるので煩雑きわまりない。
27	介護職員で成り立っている施設ではない。看護職やリハビリ職員も病院と比べ、給与面ではかなり平均が下回るので、退職者が1人出れば、新規の採用は難しい。そのあたりも考慮してほしい。
28	この制度自体は歓迎すべきことと思うが、事業所が金額等、配分も決定できるというのは他の事業所と比して疑心暗鬼となりその後混乱するのではないのか
28	介護福祉に従事する者を介護職だけに処遇改善することに、理解を得ることが難しい。福祉全体の底上げをするにあたり、従事するその他職種を含めた処遇改善が望ましい。
28	処遇改善として、1本化して欲しい

29	とにかく事前の情報や確定事項がなかなか知ることができなかった。国も県ももっと早く適確な情報を公表すべきである。県の担当者でも見解が異なっていた。問題である。
29	現行の処遇改善加算も同じであるが、周囲に面積及び人口の小さな町が多く、地域密着型や総合事業も運営しているため、1県5市町に申請する必要がある、各市町ごとに様式も指示内容もことなるため、処遇改善の申請・報告に相当の時間を要しており、そのあたりの改善を行ってほしい。
30	申請・報告事務作業の簡素化！！
30	申請記入アプリを作成し、電子申請可にしていきたい。
33	社会保険料の増額分も改善として認められています、個人ごとに増額となる金額を計算することが複雑ですので、改善額の〇%を社会保険料の増額分として定めていただきたい。
34	介護職員に特化してよいと考えているが、時間のかかる書類に複数人かかわることが困難。説明会は、加算が取れていない施設向けに行ってほしい。
37	このような加算ではなく本体報酬を上げて人件費に使えるようにしてほしい
37	現行と特定の統一が望ましいが、特定の配分指定が残ると、現状より処遇改善額が減る職員が発生するので、本末転倒になる。
38	申請書関係をもっとわかり易くして頂きたい。
40	現行加算を充実させてその他職員も支給対象にした加算にして欲しい。実績報告も大変だし利用者にもわかりづらいと思う
43	実績報告書の書式を事前に通知してほしい。(報告書を基にひと月ごとの記録をするため)報告の提出時期になり新しい項目を追加されるとまた、調べ直す必要があ
44	基本報酬にて報酬アップを行い、役職者や役員の俸給上限を設定するなど、報酬が等しく分配される仕組みや法整備も併せて必要。
44	制度設計について(加算収入を主に特定職種の賃金改善にあてる) ①運用に当たっては組織執行部も細心の注意を払いながら運用設計するが、その労力の対価となるものはなにもない。 ②介護サービス従事者向けの税額控除のようなもので、組織側負担を軽減できるようなシステムを望む
44	単純に、加算され受け取った金額を職員に分配した額だけの記載にしてほしい。当施設の給与管理システムでは、現行の加算の前後の総賃金比較のその算出が極めて面倒になるため。
45	官公庁の説明文は理解が難しい。今回は説明会から申請までの期間が短かったので苦労した。
46	介護福祉士以外の職種に対して、また加算対象外の関連機関への分配について、法人内の不公平感が緩和できるよう運用方法を検討してほしい。
46	作成書類の簡素化もだが、支給に係る簡素化もして欲しい。もっとシンプルにして欲しい。加算という意味合いで事務職の間違えが許されない状況で業務に従事しなければならぬ状況を見直してほしい。これは、介護職員処遇改善加算も同じ。支給対象外の職員が休みを返上して書類作成している現状を変えてほしい。

【主なコメント】

7

病院職員との整合性に苦労する。

この加算についての職員の理解を得るのが一番困難。

賃金格差や人材確保という課題解決にむけた制度に賛同し協力する施設側の負担(作業的・精神的)が大きい。

指定権者の担当者のこの制度における理解が不足している。